

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和6年6月26日(水曜日)
開会 午前 9時59分
閉会 午後 1時 1分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	梅田政徳	政策調整課長	林啓二
総務部長	内田和弘	総務課長	小川修
財政課長	岡真里	財産管理課長	林琢也
税務課長	柚木均	市民生活部長	平田壯太郎
交通政策課長	渡邊康広	市民課長	小野美千代
消防長	中山利典	消防総務課長	西川貴
予防課長	廣恵敏孝	警防課長	池上泰史
警防課主幹	木田悟郎		

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和6年6月26日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度総社市一般会計補正予算（第13号）のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
議案第43号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第44号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第45号	総社市税条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第46号	財産の取得について	原案を可決すべきである

議案第49号	令和6年度総社市一般会計補正予算(第2号)のうち、 本委員会の所管に属する部分	別紙のとおり修正し、修正部分を除くその他の部分については、原案を可決すべきである
--------	--	--

開会 午前9時59分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） それでは、承認第2号につきまして御説明させていただきます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法の定めるところにより、総社市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。これを市議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法などの一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、同日から適用させる必要があるため、本市の税条例につきましても早急に改正を加える必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月29日に専決処分したものでございます。

1枚お開きいただきまして、総社市条例第23号、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますとおり、改正後と改正前につきまして各条項ごとに該当する部分に下線を引いております。これによりまして、改正の主なものにつきまして御説明いたします。

では、1ページ、第34条の7、第1項寄附金税額控除。おはぐりいただきまして、4ページの附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例につきましては、新たな公益信託制度の創立に伴い、その信託事務に関連する寄附金が寄附金控除の対象に追加されることに伴う規定の整備及び削除でございます。

2ページにお戻りいただきまして、第51条、市民税の減免についてですが、減免の要件に該当することが明らかであり、かつ減免をする必要があると認められる場合に、職権により減免を可能にする規定を追加したものでございます。

第56条は固定資産税についての非課税規定についてでございますが、地方税法の改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。

3ページの第71条、固定資産税の減免及び第139条の3、特別土地保有税の減免でございますが、どちらもそれぞれ減免の要件に該当することが明らかであり、かつ減免をする必要があると認められる場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

おはぐりいただきまして、4ページでございますが、定額減税につきまして、こちらは令和6年

度の個人住民税において所得割が課税となっている納税義務者本人とその被扶養者1人につき1万円の減税を行うものとなっております。

関係する改正は、4ページの附則第7条の5、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除、5ページの附則第7条の6、令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例、おはぐりいただきまして6ページ最下部の附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例から、おはぐりいただきまして11ページの附則第7条の8、令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、おはぐりいただきまして17ページの一番下の附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例、おはぐりいただきまして18ページ、附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、19ページの附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、おはぐりいただきまして20ページ、附則第20条の3、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例まで、以上は個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の新設等に伴い、規定の整備を行ったものでございます。

次に、11ページにお戻りいただきまして、附則第10条の2、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、これは固定資産税等の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定でございます。この改正につきましては、今回の税制改正により市税条例に項ずれが起きたことによって所要の整備を行ったものと、再生可能エネルギー発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業に対する特例が新設されましたので、この特例割合を標準割合で規定したものでございます。

おはぐりいただきまして12ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これは認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められた場合には特例を適用できることとする規定を新設したのや、市税条例に項ずれが起きたことによって所要の整備を行ったものでございます。

おはぐりいただきまして14ページ、附則第11条から17ページの附則第15条までは土地に係る固定資産税等の負担調整措置でございますが、地方税法の改正に伴う規定の整備でございます。令和6年度は評価替えの年に当たりますが、土地にかかる負担調整措置について令和8年度まで現行の仕組みを継続することとされました。また、これらのほか、今回の税制改正で項ずれが生じたことによる所要の整備や地方税法施行規則に新たに様式が規定されたことに伴い慣例の規定の整備を行った改正としております。

最後に、20ページからの改正附則でございますが、第1条では施行期日を定めておりまして、特別なものを除き令和6年4月1日とすることと定めております。また、第2条及び第3条は経過措

置を定めております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。

こちらにつきましても、地方税法に定めるところにより、総社市都市計画条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたもので、これを市議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法等の一部改正する法律が令和6年3月28日に可決成立し、都市計画税の課税標準額の特例割合に係る規定の改正等により、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例について早急に改正を加える必要が生じたので、令和6年3月29日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容でございますが、総社市条例第24号、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

1枚おはぐりいただきまして、今回改正いたしましたのは課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定について、項ずれについて所要の整備を行ったものと、一体型滞在快適性等向上事業に対する特例が新設されましたので、この特例割合を標準割合で規定したものでございます。

まず、土地に係る負担調整措置に関連するものでございまして、地方税法の改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。

最後のページとなりますが、改正附則でございます。第1項では施行期日、第2項から第4項までは経過措置を定めております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度総社市一般会計補正予算（第13号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和5年度総社市一般会計補正予算（第13号）であり、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき令和6年3月31日に専決処分したものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして事項別明細書により歳入から御説明いたしますので、予算書の10、11ページをお開きください。

まず、第1款市税につきましては、決算見込みにより増額するもので、第1項市民税は2億5,800万円、第2項固定資産税は7,900万円、第3項軽自動車税は1,400万円の増額でございます。

次に、第2款地方譲与税から、次の12、13ページ、下から2番目、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、令和5年度分の交付額が確定したことによる補正で、それぞれ説明欄へ記載のとおりでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金、第1節総務管理費補助金5億400万5,000円は、交付決定となりました令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を計上するものでございます。同款、同項、同日、第3節戸籍住民基本台帳費補助金120万5,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴う増額でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金11億170万円の減額と、第21諸収入、第5項雑入、第4目雑入6万3,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属するものは第9目消防債370万円の減額で、消防車両購入及び防火水槽の整備に係る起債対象事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費280万6,000円の増額につきましては、森林環境譲与税の額確定により増額し積み立てるものでございます。

第13款予備費480万6,000円の減額は、予算調整でございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、下から三つ目の消防施設整備事業、その下の防災施設整備事業で、歳入の市債の項で御説明いたしましたとおり、事業費の確定により市債を減額したことに伴い、その限度額を変更したものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第43号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 議案第43号 財産の取得について御説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、新庁舎において必要な1階から6階部分に設置予定の窓口カウンター140基を購入しようとするものでございます。

3枚お開きください。

入札結果表がでございます。契約方法としましては指名競争入札とし、本年5月23日に入札を行った結果、ロワールフジイが消費税を含め4,164万8,200円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、5月24日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。なお、納入期限につきましては令和6年12月27日といたしております。

最後のページを御覧ください。

新庁舎の窓口カウンターの概要を資料として添付しております。各階の設置台数及び寸法等につきましては、資料記載のとおりでございます。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第44号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 議案第44号 財産の取得について御説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、同じく新庁舎において必要な1階の戸籍庫、3階の書庫及び6階の帳票・備品保管室に設置予定の集密書架35基を購入しようとするものでございます。

3枚お開きください。

入札結果表がでございます。契約方法としましては指名競争入札とし、本年5月23日に入札を行った結果、ロワールフジイが消費税を含め2,739万円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、5月24日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約しようとするものでございます。なお、納入期限につきましては令和6年12月27日といたしております。

最後のページを御覧ください。

新庁舎の集密書架の概要を資料として添付しております。各部屋に設置する台数、寸法等については資料記載のとおりでございます。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第45号 総社市税条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 議案第45号 総社市税条例の一部改正につきまして御説明いたします。

条例の改正理由でございますが、地域再生法第17条の6、地方公共団体等を定める政令の改正により、特別償却設備に係る不均一課税の適用期間等が延長されたため、関係条文の整備を行おうと

するものでございます。

おはぐりいただきまして、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますように、改正後と改正前につきまして条項ごとに該当する部分に下線を引いております。

今回の改正につきましては、第62条の3第2項でございます。この規定でございますが、地域再生法第17条の6、地方公共団体等を定める政令に関します不均一課税に係る関係条文でございます。この制度でございますが、企業の本社機能の東京23区から地方への全部または一部の移転及び地方の拠点の強化、これを促進することで地方の雇用を創出することを目的としており、地域再生法に基づいて都道府県知事から整備計画の認定を受けた民間企業等に対しまして固定資産税の税制上の優遇措置を設けようとする事によって企業誘致や雇用を促進しようとするものでございます。

今回、この地域再生法の地方公共団体等を定める政令の一部に改正がございまして、認定期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日までに2年間延長されました。これに伴いまして、市税条例におきましても不均一課税に係る関係条文を整備する必要が生じたので、改正を行おうとするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項では施行期日を定めておりまして、第2項では経過措置を定めております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第46号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 議案第46号財産の取得について御説明を申し上げます。

このたび取得しようとする財産は救助工作車1台で、あらゆる災害から人命を救助するために必要となる高度救助用資機材を積載したものであり、現在消防署本署に配置しております車両を更新しようとするものでございます。

契約の方法といたしましては指名競争入札により4月23日に7社による入札を執行しましたが、2回の入札においてともに予定価格を上回り落札に至りませんでしたので、最低入札価格社である株式会社岡山森田ポンプと交渉した結果、予定価格内で合意に至ったことから、消費税を含め1億7,996万円で5月1日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。なお、この納入期限は令和7年3月31日といたしております。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） おはようございます。

救助工作車の件なんですけども、これは新たに今回購入しようというところなんですけども、もう今の旧車というたらおかしいんですけど、救急車とか消防車とかいろんな車両があると思うんですけども、この救助工作車は何年で、あまり長く使うとそういった機能を達成しないと思うんですけど、何年ごとというのがあるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 森安委員の質問にお答えをさせていただきます。

救助工作車は何年で更新かという御質問でございますが、内規で消防車は17年の更新をさせていただいておるところでございます。なお、車両の劣化、それから資機材がモデルチェンジなどにより部品の調達がなかなか17年を過ぎますとできにくくなるという理由もございまして、17年とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。17年ということで、去年はしご車ですね。去年でしたか、おとしでしたか。去年ですね。

（「令和2年です」と呼ぶ者あり）

○委員（森安健一君）（続）それで、あとこの間の救急車等あるんですけども、今、人命を守るということで、大切な更新で、新しいものを購入するというのを願ってるんですけども、そういった

更新が何年後、今ある車両、もしよろしかったら今この車両があと何年で更新ありますよとか、そういうのはあるんでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 森安委員の質問にお答えをさせていただきます。

車両の更新計画ということでございますが、救急車については10年、10万kmをめどに更新をさせていただいております。その他の消防ポンプ車、それから今回対象の救助工作車については17年を目安に更新をさせていただいております。ただし、水槽車など故障が少ない車両もございますので、それについては17年を過ぎても使用させていただいておるとというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。今言ったのが、今現状ある車両が、次回が何年に更新しないといけないとかという、そういった計画表みたいなもの、あるんですかね。もしあったら分けていただきたいな。そういう表を、もしあったら勉強のためにと、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） この際、私より申し上げます。

以前より、そういった車両の更新計画というのが示されておりましたので、またいずれ所管事務調査なりそういったタイミングで、そういったものをお示しいただければなというふうに思います。また御検討いただきたいと思いますので、何かありましたらお答えいただけますか。

消防長。

○消防長（中山利典君） 森安委員並びに委員長の御質問にお答えいたします。

更新計画は消防本部でもしっかりと10年計画でつくっております。しかし、緊急車両ということで、車両の使い方としてかなり酷使するということで計画どおりいかない、また車両によっては故障しがちな車両もございます。そういったことで計画どおりにはいかないの、お示しするのはいいんですけども、その都度計画が変わるとというのが実情でございますから、そのときに聞いていただければ、実情では何年後にどの車両が更新ということはお伝えできますけれども、お示しをしても来年には変わっている状況ということでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 分かりました。無理難題なことを言いました。要するに劣化も激しいということで、毎年、毎回、計画どおりにはやってないということなんで、もしそういう、これはもうやばいなということがあればお示しただけなら有り難いな。今回も急にこういうことが出てきたので、またよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） また勉強会などさせていただければと思います。特に答弁はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） お尋ねしたいと思いますが、新救助工作車の概要ということで本体の写真も載っておるわけですが、恐らく大型トラックのものではないかと思うんですが、我々がよく思うのは、何ccのものだろうか。何トンシャシーだろうかということをお尋ねするわけですが、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 高谷委員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の車両について、何ccかということでございますが、新しい車両は5,123ccで、総重量が12トンの車両になります。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 分かりました。本会議でも質疑があつて、これが新しく入るとどういふような活用方法があるんでしょうかというふうなお尋ねもあつたわけですが、例えばこれくらいな特別な救助工作車ということになるとすれば、例えばですが総務省消防庁から、大災害があつた場合には全国のここへ行ってほしいというような要請があるような気がするんですが、そのあたり、これからの取組はどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 高谷委員の質問にお答えさせていただきます。

緊急消防援助隊の件についてでございますが、この車両も登録をさせていただいて、一朝有事の際はそちらのほうへ、要請があれば出動する車両になってございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） そうすると、例えば今、全国的に地震があつたり、いろんなところで災害があるわけですが、どのあたりまで、要請があればですが、行くような格好になるんでしょうか。そのときの隊員数は5人になるのか6人になるのか、そのあたりのこちらの体制もあると思いますが、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） この際、私より申し上げます。

これは財産の取得に関することですので、その範囲内での質疑をお願いしたいと思います。もしお答えができるものがあれば御答弁いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 緊急消防援助隊の件でございますが、対象は日本全国となっております。ただ、東京直下型地震の場合は、総社市の場合現在は東京都へ集結することになっておりま

す。これは年によって変わるんですけど、千葉県か東京都というところになってございます。

なお、総社市消防本部の緊急消防援助隊の登録でございますが、全部で7回、最大で31名というところを登録させていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） またこの件も含めて勉強会等させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第49号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 議案第49号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370億1,700万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費160万円の増額は、新庁舎建設工事に係る現場周囲の仮囲いの有効活用として、写真や絵などのパネルを設置しようとする委託料でございます。

同款、同項、第11目交通対策費につきましては、ライドシェアの運行支援等のために必要となる

経費として第10節需用費から第12節委託料まで、計532万2,000円を計上するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費110万円の増額は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行っている社会貢献広報事業において、消防団が屋外で訓練や訓練指導を行う際の熱中症対策として活用できるミスト扇風機7台の購入助成金が決定したため、必要となる経費を計上するものでございます。

第13款予備費48万6,000円の増額につきましては、予算調整でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書8ページ、9ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金532万2,000円につきましては、歳出で御説明いたしましたライドシェアの運行支援等に対する国庫補助でございまして、見込みで満額を計上しております。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2億200万円の増額は財源調整でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄の一つ目、コミュニティ助成金100万円の増額は、歳出で御説明いたしました消防団活動のための助成金でございます。二つ目のその他雑入13万7,000円の減額は予算調整でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、調書に記載してあります款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入ってくださいようお願いいたします。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 予算調書2ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費で、事業名のほうで地域交通対策経費の部分のところなんですけども、以前からライドシェアの話をいろいろこの委員会でも、定例会のときの委員会でも議論させてもろうたんですけども、そのときは検討するという以前のことだったんですけども、今回すぐ金額的なものが出てるという状況の中で、需用費、役務費、委託料、それぞれ予算が出てるんですけども、予算計上している中で、この予算計上の根拠、ドライブレコーダーが何台とか、チェッカーが何台要るとか、そういった中で根拠の部分をお願いしたいなと思いますけど、よろしく申し上げます。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 森安委員の御質問にお答えいたします。

予算計上の根拠でございますが、まずドライブレコーダーでございますが、1地区最大3台、7地区程度を想定しておりますので、予算上では20台の計上見込みをしております。そのほかアルコ

ールチェッカーであったりマグネットシート、消耗品の中にマグネットシートも入ってきます。それと、自動車保険であったり、委託料の中で自家用有償旅客運送認定講習であったりがございますが、全て対象7地区の1地区当たり約3台を想定して予算計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。1地区3台ということで計20台、全部で20台ということでした。

そういった中で、いろいろ自動車保険とか地域公共交通推進事業委託料とか計上されてるんですけども、執行については要領とかあるんですかね。

もう一点、そういった周知方法、具体的な申請方法というのはあるのでしょうか。教えていただきたいなと思います。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 森安委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、要領につきましては現在作成中ございまして、要領というものはつくっていこうというふうに考えております。

それと、周知方法でございますが、基本的には地域のほうで総社市社会福祉協議会が生活支援等の支援事業をしておりますので、総社市社会福祉協議会等と連携をしながら小地域のケア会議であったり地域づくり協議会であったり、そういったところで周知のほうをしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 分かりました。これも、この間も市長が言われた、総社市独自のライドシェアということをお聞きしてるんで、慎重にこれも進めていかないと、いろんな弊害も出てくると思いますし、いろいろとまた情報をいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） 答弁を求めますか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 同じく調書の2ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費のこの予算なんですけど、もう少し詳しく説明してもらえますか。7地区がそもそもどこなのかということと、どういうところをこのライドシェアで補っていこうというふうに考えていらっしゃるのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

まず、7地区ということですが、今のところ最大の想定をしております。今現在、対象となるのは一昨日の三上議員からも一般質問がございましたが、地域の買物支援を地域の方がボランティア型で移動支援をしているという方々に対して市のほうで支援をしていこうというものでございまして、今現在それを実施している地区でございますが、三須の桃山団地でございますとか富原の地域、池田の地域、総社北の地域が今実施をしておるところでございます。それと福谷のほうは今実施を検討している地域でございます、今把握している時点で5地区でございます。こういったものを始めていくに当たって、PRしていくに当たりまして、もう2地区ほど上乗せがあるかなということを想定して7地区ということでは上げさせていただいております。

支援の内容でございますが、先ほど言いました、もう既に買物支援を地域でボランティア型で、これは無償運送と言いまして、特に運賃を利用者からいただかない形式、これは道路運送法上の許可、登録が要らない形式になります。こういった形でボランティア型でやっていただいている地域の方に支援をするということで、お聞きしますと安心・安全面が最大の不安点となっているということでございますので、その部分を補おうということでドライブレコーダーであったりアルコールチェッカーを貸与、あるいは自動車保険を市のほうでかけさせていただく。それと、大臣認定講習、道路運送法上の許可、登録が要らないので通常は大臣認定講習も必要ではないんですけども、そういった部分の講習料も市のほうでサポートしようということで、このたび予算計上のほうをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。これは、交通空白地ということで、もう既に今、三須の桃山団地なんかやってますけど、交通空白地という考え方がどういう考え方なのか教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 三宅委員の再度の御質問にお答えいたします。

交通空白地ということですが、市がこのたびライドシェアを検討していく中で、交通空白地というのは道路運送法第78条第2号に当たる交通空白地で、総社市の場合は雪舟くんが運行しておりますので第2号には当たらないという見解になっております。

それと、もう一つ検討していたのが道路運送法第78条の第3号、これはタクシーのほうの車両が不足している地域であればタクシー車両とか一般車両を使ってライドシェアというものが可能なんですけども、総社市の場合は交通事業者等にヒアリングを行ったときにそういった不足はしていないという状況をお聞きしておりますので、この第3号についても今の現状では難しいと判断しております。

今やろうとしているのが、先ほど言いました無償運送、道路運送法第78条第2号でも第3号でも

ない無償運送、道路運送法上の許可の要らないものでございますので、特に交通空白地という概念はない状態でございますので、地域の方がボランティアでやっていただくものにつきましてはそういった運行が認められておりますので、そういったところに総社市のほうが支援をしていくという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。今回は国庫補助金で500万円ちょっと入ってきていると。今後もしこれを続けていくとなると市単独予算でやっていくという、そういう考え方になるということですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 三宅委員の再度の質問にお答えいたします。

今年度につきましては国庫補助を見込んでおります。国庫補助も満額つくかどうかというのがまだ決定はなされていない状況ですので分かりませんが、今後は今年度国庫補助金を使わせてもらって運行実験的なものをさせていただきながら、来年度以降もしこのままいこうということになれば、市単独予算でもできればやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。じゃあ、そういう、今、買物難民の話であるとか交通弱者の話、たくさんよく耳にします。いろんな地域が手を挙げて、うちもやりたいということになると、基本的には全て受け入れて、市のほうの予算で対応していく考えということですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 三宅委員の再度の御質問にお答えいたします。

基本的には団体の活動要件というものは設定しようと思うんですが、予算の範囲内で受け入れて支援のほうをしていこうと思いますので、予算を超える申請等ございましたときには、また考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 大分概要が分かってきましたが、今……。

○委員長（山田雅徳君） すみません、どの件に関して。

○委員（高谷幸男君）（続） 今のです。

○委員長（山田雅徳君） 第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費ですね。

○委員（高谷幸男君）（続） 雪舟くんを実際に運行しております。朝8時以前あるいは夕方5時以降、土曜、日曜、祝日が動いてないわけですけども、実際にこれからやっていこうとするのは、

その時間帯とか曜日とかというのがあると思うんですが、そのあたりの考え方と、タクシー会社等との連携はどうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 高谷委員の御質問にお答えいたします。

運行の日時、曜日等につきましては、これは地域が主体となってやっていただくものでございますので、今の現状であれば例えば週1回運行している地域もございますし、月に1回運行している地域がございます。曜日も様々でございますので、そこは地域のほうに主導権を握っていただいてやっていただくというふうに考えております。

それと、タクシー事業者との兼ね合いでございますが、今現在の地域の実情を考えると、そこまでタクシーの運行のほうには影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 同じ項目で、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費、事業名、地域交通対策経費、調書で言うと2ページのライドシェアのことでございますけども、これ、代表的な例で福島市の土船地区みたいなところがあるようなんですけども、そこでは1乗車500円ぐらい取っておるようなことを書いてあるんですが、確認なんですけども、道路運送法では運送行為が無償で行われる場合においてはガソリン代や乗車料金とか保険料といった実費の補助が許されていると。また、社会通念上、常識的な範囲であれば謝礼も有償の運送とは言えず、許可や登録は不要であるというふうになっておるんですが、そういった形を目指しとるということよろしいんでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるように、そういった形の運送を目指してございまして、ガソリン代の実費であるとか謝礼であるとか、そういったものはもちろん受け取ることは無償運送でも可能というふうに国土交通省のガイドラインでも出ておりますので、ただ運賃としていただくということになれば道路運送法の許可登録が必要になってくるという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。福島市の土船地区なんかでは、運転手が自分の地域のあの人だというふうな形で特定をされるので安心だという声があると。ですから、都会のほうでよく言う、報道されているようなタクシー会社の管理のもと誰が運転しているか分からない車を予約するみたいな形にはならないと。そうすると、それを想定すると、自治会が主に運行するのか、地域

づくり協議会が運行の主となるのか、その辺の誰が運転手になるのかという、直接連携を取るような形であれば非常に周知徹底が大事なかなと思うんですが、その辺のお考えを、今決まっとることがあればお教え願えますか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 岡崎委員の再度の御質問にお答えいたします。

現在、買物支援をしている地域につきましては、運転手が誰という形で地域のほうに周知をされている状況でございます。顔の見える関係でございますので、そういった形になろうかと思えます。今後につきましても、基本的には数名以上の、活動要件といたしまして数名以上で活動すること、あるいは複数人の高齢者等に利用していただいて運送すること、こういったものを運行条件として設けていこうと思えますので、現状を見る限り、今後につきましてもドライバーの顔の見える関係に努めていくようにということは市のほうから団体のほうにもお伝えさせていただこうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） すみません、最後にしますけども、この間、質疑でも頓宮議員のほうからもあったんですが、既存の、先ほどの答弁でも桃山団地ですとかほかの地域でされとることも対象に入れようとお考えだということだったんですけど、すみません、手前みその話になるんですが、我が地域が、西坂台が小学生の下校支援をやっておるんですが、私も実はそれ、週1回は参加をさせていただいておるんですが、それは対象になるかどうかお教え願えますか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 岡崎委員の再度の御質問にお答えいたします。

今の現段階においての見解なんですけども、子どもたちの通学というのは、一般的にでございますが親であるとか保護者が責任を持って行うことが求められております。高齢者の買物支援等につきましては、日常生活での移動が困難であることが多くて、特に買物等の活動を行うために支援が必要とされていることということで、ちょっと入口が違うかと思えますので、現段階においては高齢者の買物支援等に的を絞って、まずはそこから始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 別の、調書の1ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費の件で、その真っ白な壁のところパネルを設置するということでしたけれども、もう一度これを説明していただけますか。どういうものを掲示する予定なのか、まず教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） どういったものを掲示するかということなんですが、新庁舎建設

のわくわくといいですか期待感を醸成できるようなもの、もしくは市の施策をアピールできるようなもの、あるいは何か市の魅力発信ができるようなもの、そういったものを掲示できればというふうなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。なぜこのタイミングなのかというところ、この補正予算でやっていく理由を教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 今まで、障がい者アートギャラリーとかというふうなもの、もしくは次世代に災害をお伝え、平成30年7月豪雨の災害復興のようなものを掲示しておりますけど、ずっと掲示していくと、賞味期間ではないですけど、新しいものを見せていくことによってわくわく感みたいなものが出てくるのではないかというふうに考えて、この折に予算を計上させてもらっております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。災害に関しては提案した本人なので、それはそれでよかったと思うんですが、今の説明だと、なぜこのタイミングかという、そこがなかなか理解しづらいところで、今の説明のように市の施策をPRするのであれば、これは当初予算でも検討できたはずの案件を、このタイミングで、さらに12月までだという説明があった中で160万円ですか、2回ほどそれを替えてPRするというのが、なかなかどういうふうな理解というか、していけばいいのかなと非常に今悩んでいるところなんですけれども、改めてこれ、当初予算でここまで計画的に考えることができなかったのか。このタイミングというのが、納得できる理由がもう少しほかになかったのか、そこをもう一度説明いただけたらと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 当初予算でも担当課のほう、予算計上しておりました。財政課のヒアリングのときに、全体的な予算を見たときに、財政課長の予算査定のときに落ちたという経緯がございます。ごめんなさい、本当にこれ、内部事情で申し訳ないんですけど、そのときに復活要求をしていけばよかったんですけど、全体的な予算のバランスを見させていただいて、そこでは断念させてもらったという実情でございます。その後、スポーツ推進課がどうしてもそうじゃ吉備路マラソンの写真展とかをやりたいというふうなことでやったところ、やっぱり好評ですし、こういったことを続けていかなければいけないかなというふうな思いもありまして、このたびの補正予算で出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 内部事情は分かりました。分かったんですけど、内部の中でも査定に落ちるといふような手順を踏んだものをまた改めて出して、思いは非常によく分かります。PRしたい気持ちは分かる。けれども、このタイミングで、あと4箇月、5箇月ぐらいしかないものにこれだけの予算をかけるというところの説明に、今の話だとなかなか理解、内部のほうでもちょっと待てみたいなのがあったのに、このタイミングで、このスケジュールでというのがなかなかどう考えればいいのかというふうに思ってしまうというところですよ。

取りあえず以上です。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） すみません、内情を言ってしまうって申し訳ございません。やはり当初予算では、まだぼんやりしていた部分もあったり、市民の反応というものが肌で感じられていない、やりたいという気持ちはあったんですけど、そういった部分がちょっと足りてなかった部分があったんですけど、そうじゃ吉備路マラソンの展示をしてみて、市民の反応であったりとか子どもたちが喜ぶ姿というのを見させていただいて、先ほども担当課長も申しあげましたけど、新庁舎の建設であったりとか、そういったわくわく感を皆さんにお伝えしたいという気持ちがやっぱり強く芽生えましたので、このたび提案をさせていただいているというところでございます。内部で本当に十分話し合いができてなかったのは大変申し訳なく思いますけど、そういう思いでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） すみません、質疑の途中なんですけど休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時3分

再開 午前11時14分

○委員長（山田雅徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑の途中でありましたが、他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 同じく第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、事業名、新庁舎建設事業、いわゆる新庁舎建設工事に伴う仮囲いへの看板設置委託料160万円の件ですが、現在、そうじゃ吉備路マラソンの写真、またそれを応援する子どもたちの絵、そして災害の関連の写真を設置されておるんですが、委員長、これは関連になってしまうんですけども、今まではどの予算で見られとったんかをお教え願いたいんですが。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 復興関連につきましては、令和5年度の復興イベントの際の予算の中でさせていただいているところでございます。そうじゃ吉備路マラソンにつきましては、そうじゃ吉備路マラソンのフォトコンテストというのをやっておったと思うんですけど、そうじゃ吉備路マラソン実行委員会の予算のほうでさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知しました。そうすると、財産管理課からすれば新規に今回、補正予算になってしまったけども上げさせていただいたという認識でよろしかったですね。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 財産管理課として、例えばですけど、庁舎が新たにできますので、そのあたりの経過であったりだとか、20周年に絡めたような何かができないかという思いもありますし、主にはそういった思いがあるんですけど、あとプラスアルファで市の政策のPRであったりとか、そういったものができればというふうに思っていますので、新庁舎をみんなで盛り上げていきたいなというところも考えているところでございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 予算調書の6ページの第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、事業名の非常備消防経費なんですけど、このミスト扇風機のサイズって、いろいろな大きさがあると思うんですけども、サイズ的にはどういったものか教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 森安委員の質問にお答えをさせていただきます。

ミスト扇風機の具体的な内容でございますが、このミスト扇風機は小型のものを4台、大型のものを3台、合計7台のミスト扇風機を購入させていただこうと考えているところでございます。

このミスト扇風機ですが、扇風機にタンクのほうが備え付けられております。小型のものなんですけど、20リットルの水タンクのほうがついておりまして、水も含めまして重さが約50kg程度のものになります。そして、大型のものなんですけど、こちらは水タンクが55リットル、水を含めると約100kgのちょっと大きなものとなっております。こちらのほう、ミストのほうを噴出するものになるんですけど、使用時間が大型のものが大体3時間程度で、小型のものは四、五時間程度が使用可能となっております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。小型が4台、大型が3台ということで、消防団の方もいろいろ訓練されており、これからまた訓練が始まると思うんですけど、熱中症対策にそういったものに活用していただいて、安全に皆さん活動できるようにしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 同じ森安委員のところでは第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費のところのミスト扇風機なんですけど、今、大型と小型という話があったんですけど、小型で連想するのが、確認なんですけども、6年前の災害時にアルソックからミスト扇風機の貸与があったかと思うんですけど、たしかあのときのあれが20リットルじゃないかなと覚えがあるんですけど、あれが小型と思ってよろしいですか。メーカーによっては違うかも分かりませんが、覚えていらっしゃいますか。

それと、一応管理先としては消防本部に置くという形でよろしいのでしょうか。お願いします。

○委員長（山田雅徳君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 岡崎副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの大きさでございますが、すみません、平成30年の豪雨の際のミスト扇風機がどのくらいの大きさであったかというのが、すみません、私のほうが把握しておりませんで、こちらのほう、メーカーのカタログのほうを見ましたところ、一応寸法としましては縦が74cm、こちらが大型のものですね。横幅が50cm程度です。小型のものになりますと、高さのほうは上下するようですが、高さが1 m70cm程度、幅のほうは60cm程度のものとなっております。高さのほうは上下するようなので、恐らく私も平成30年7月豪雨のときにちょっと見た覚えはあるんですけど、その程度のものかなというのは思っております。

管理につきましては、消防本部のほうで管理のほうをさせてもらおうと思います。保管につきましては、消防本部のほうで一括管理もしくは出張所のほうで管理のほうも検討しております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 経験された方は、私も水をミスト扇風機に入れるような作業もしておりますので、小型は大体あの大きさかなというふうな感じがしております。管理の場所も、結構面積を取ると思いますので、非常に有効な手段だと思いますので、また足らなければこういった事業も次も利用していただいて、増設は今後とも必要かなと思うので、消防団のためにもよろしく願います。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） ありがとうございます。すみません、先ほどの発言についてですが、訂正をさせていただきたいと思います。大型のミスト扇風機でございますが、こちらは高さが調整がききます。こちらのほう、166cmから186cmの高さに調整が可能となっております。そして、幅のほうは53cm程度、奥行きが74cm程度のものとなっております。小型のものは、高さが、こちらのほうも調整がきくようになっております。1 m80cm程度、幅が65cm程度、奥行きが63cm程度となっております。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費の中の……。

○委員長（山田雅徳君） 調書の6ページですね。

○委員（高谷幸男君）（続） 調書の6ページ、ごめんなさい、せっかくこういうふうなものを用意するということになるわけですけども、今市内でどういうふうな状況になつとるか私も分かりませんが、これは一般的に消防団だけじゃなしに貸出し等、イベント等があれば借りられるんでしょうか、どうでしょう。その辺の考え方、幅広く活用するという考え方はどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 消防長。

○消防長（中山利典君） 名目は消防団で活用ということでございますが、必要があれば協議をして使わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後0時57分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、ただいま本件に対し三宅委員から修正案が提出されました。

では、提出者から修正案の説明を求めます。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） それでは、議案第49号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について説明をいたします。

今回修正しようとする部分は、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費の中に計上されております看板等設置委託料である委託料160万円を減額しようとするものであります。

この予算につきましては、まずこの補正予算というタイミング、市民に総社市の重要施策であるとか新庁舎建設に対する魅力を本当に発信しようと考えているのであれば、やはり当初予算で計画的に事業提案すべきだったというふうに考えることが1点と、12月までの掲示期間に2回の掲示物を張り替えるというお話でありましたが、もう既に4箇月、5箇月しか残っていない中で160万円を計上するという、この費用に対する市民への広報効果が、果たして費用対効果の観点から適正であるかどうかというところに非常に疑問を持つというこの点、以上の2点から、この予算につきましては今回やはり減額するべきではないだろうかというふうに考えております。

なお、減額した予算については、予備費、こちらを増額することにいたしております。

以上で、修正案の説明を終わります。

○委員長（山田雅徳君） これより、修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、修正案及び原案について一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、修正案及び原案に対する討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

まずは、修正案を採決いたします。

修正案は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、修正案を可決すべきであると決定いたしました。

次に、修正可決した部分を除く原案について採決いたします。

修正可決した部分を除く原案は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、修正可決した部分を除く原案は可決すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時1分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳